

17年度有害大気汚染物質測定結果 環境省



環境省は平成 17 年度に地方公共団体が実施した有害大気汚染物質の大気環境モニタリング調査結果を環境省の調査と併せ、平成 18 年 10 月 13 日にとりまとめ、公表しました。

調査は、①環境基準が設定されている物質(4 物質)、②環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)が設定されている物質(4 物質)③環境基準等が設定されていないその他の有害大気汚染物質(11 物質)の計 19 物質を対象として実施しています。

①のベンゼン(環境基準値 $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$)については測定地点 458 地点の 3.9%にあたる 18 地点で環境基準を超過していました。②についてはニッケル化合物(指針値 $25\text{ngNi}/\text{m}^3$)について、測定地点 318 地点の 0.9%にあたる 3 地点で指針値を超過していました。なお両物質とも平均濃度は改善傾向にあり、その他の物質について基準値超過、指針値超過はなく、概ね低下傾向か横ばいの結果となりました。

ベンゼンについては環境基準超過地点の割合が、平成 10 年度には 46%にのぼっていましたが、ガソリン中のベンゼン含有量基準を平成 12 年に 5%から 1%以下に引き下げたことや様々な対策の結果、年々改善されている傾向にあります。

今後も有害大気汚染物質の大気環境モニタリングの充実を図るとともに、その結果及び PRTR データ等により、排出量や大気環境濃度等を継続的に検証・評価し、地方公共団体との連携のもと、有害大気汚染物質対策を推進していくとのことです。

当社では大気汚染防止法、労働安全防止法に基づく気体の分析も行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料 2006 年 10 月 13 日付 環境省HP
EICネット

機器分析箇所 関 善行